

函館家庭裁判所裁判所委員会（第2回）議事概要

（函館地方，家庭裁判所委員会事務局）

1 日時

平成16年2月27日（金）午後3時00分～午後4時45分

2 場所

函館地方，家庭裁判所大会議室

3 出席者（敬称略）

（委員）厚谷享子，遠藤純代，小山内武弘，近藤弘子，高田和彦，新里光代，堀野 収，前田健三，大和陽一郎，伊藤聡

（事務局）後藤隆博地家裁事務局長，山口美智子首席調査官，穴戸健次家裁首席書記官，半藤政一家裁事務局次長，城崎正和地裁総務課長，佐々木順家裁総務課長，盛岡幸雄地裁総務課課長補佐

4 議題

「国民の視点から見た場合の裁判所の受付相談窓口の在り方」について

5 机上配布資料

- 1 夫婦関係調停申立書
- 2 申立書付票
- 3 夫婦関係事件（離婚）の申立てについて
- 4 相続放棄申述書
- 5 相続放棄の申述について

6 パンフレット等

- (1) 家庭裁判所のしおり
- (2) 成年後見制度を利用される方のために
- (3) 少年犯罪によって被害を受けた方へ
- (4) 家事事件のしおり
- (5) 家庭裁判所のあらし

6 議事

- (1) 開会宣言 (家裁総務課長)
- (2) 委員長あいさつ
- (3) 意見交換

(第 1 回合同委員会において提出された各委員の意見に対する裁判所の検討状況等について、家裁次長が報告を行った。)

【委員長】それでは、「国民の視点から見た場合の受付相談窓口の在り方」というテーマについて、意見交換を行いたい。

(意見交換に先立って、家裁総務課長から、配付資料 1 から 6 を参考に受付相談窓口の現状について、説明を行った。)

○受付相談の数で、受付相談だけで終わったケースと、相談の結果、例えば調停の申立書の交付を希望するように手続の次の段階に行くようなケースとに数字を分けることはできるのか。相談に来た者は、ほとんど調停等の手続に進んで行くものなのか。

【首席調査官】相談に持ち込まないで、いきなり申立てに及ぶケースも多いと思われるので、相談と次の手続との相関関係を数字で示すことはできない。相談全件について、直ちに申立てというわけではなく、何度も相談に来て申立てをする者もいる。昨日、午後に受付相談を担当したが、その中で、確実に申立てをする者が 2 人、申立てを迷っている者、人生相談のような者、相続関係の

法律的な質問をした者がそれぞれ1人ずついた。

平成14年度の全国の家庭裁判所の申立件数は、約60万件で、うち約12万件は調停申立、うち約48万件は審判申立である。また、相談件数は約40万件であった。

○相談だけで納得して帰る者も多いのか。

【家裁首席書記官】半分以上は、申立てを意識して来ていると思う。

○児童相談所に相談に行く親は、悩み続け、せっぱ詰まった状態で相談に行くことから、児童相談所の相談窓口はあまり好まれているとは思えない。裁判所の相談窓口も同様かと思っていたが、相談窓口が極めて重要な役割を果たしていることが理解できた。

【委員長】次に、受付相談の実情を紹介していただきたい。

(函館家庭裁判所本庁の受付相談の実情について、首席調査官から説明がなされた。)

○裁判所まで来れば相談を受けることができるが、日中、仕事を休んでまで来れない者、裁判所まで来る必要はないが知りたいことがある者には、電話で手続の案内サービスを受けられればよいと思っていたが、本日配布されたパンフレットには、家事手続案内サービスのことが記載されていて、音声やファックスでサービスが受けられることになっている。手続的なことで聞きたいことや知りたいことはいつでもこのようなサービスが利用できて、詳しいことは裁判所で聞けば良い。とても良いサービスだと思うが、函館にはない。

○このようなサービスがあることは最高裁のホームページで知って、函館を探したがなかったので、他の裁判所のサービスを利用してみた。申立書や記載例などもファックスで取り出せて利用しやすいものだった。全国でも多数の裁判所で行われているので、函館でも取り入れていただきたい。利用者の中には、身動きの取れない者もいるので、気軽に情報をキャッチできるような態勢作りが必要である。

【事務局長】音声・ファックスサービスは、パンフレットに記載された裁判所に導入されているが、函館には導入されていない。

○音声サービスは、視覚障害者には非常によいものだと思う。

○音声サービスは、民間ではどんどん取り入れられて身近になっていることから、函館でも是非導入していただきたい。

○裁判所の相談窓口の受付時間はどうなっているのか。

【首席調査官】午前8時30分から午後4時30分までとなっている。ただ、午後5時近くに来庁しても、可能な限り相談に応じている。

○電話で相談の問い合わせがあった場合は、直接窓口に来庁するように指導しているのか。

【首席調査官】簡単な質問であれば電話でも対応しているが、できるだけ来庁をお願いしている。

【家裁首席書記官】電話では顔が見えないことから、法律相談的になりやすく、裁判所の手続相談とのギャップもあって、相談者の理解が得られないことがある。また、電話相談から実際の申立てにつながることは少ないと思う。

○一般的なイメージとして、裁判所に相談に行く者は、書記官や調査官の存在が分からないわけで、職員はみな法律の専門家だと思ってる。法律的な問題が頭にあるのに、裁判所では手続的な相談しかできないということは、皆が知らないと思うので、きちんと知らせていく必要がある。

○一般の国民もそうだと思うが、各自治体の相談機関の担当者も裁判所の相談窓口には過剰な期待を持っている。平成14年度に裁判所で地方公共団体等との相談窓口連絡会が開催されたが、各相談機関の責任者の集まりではなく、相談実務担当者の情報交換の会として、年2、3回は開催して連絡を密にして欲しい。

【委員長】裁判所の相談は、法律相談や人生相談の場ではないことを、もっと市民に周知させないと、相談に来られた方が期待外れで帰ってしまうことにな

る。

○申立書はインターネットからでも取れるわけであるから，市町村の法律相談員もある程度は手続的な説明はできるのではないかと思う。むしろ，国民の方が法律問題は裁判所に行って聞かなければならないと思っている。もっと司法と行政で役割分担をすべきだと思う。

○司法制度改革審の意見書の中でも，裁判所，弁護士会，地方自治体とのネットワークを作るということをうたっているわけであるから，そのための予算措置が必要だと思う。

【委員長】裁判所の受付相談と，弁護士や地方自治体の法律相談の内容はそれぞれ異なる点に留意すべきであろうと思う。

○中身に立ち入った相談は，本来であれば弁護士会で吸収しなければならないのに，それが裁判所の窓口に行っていることには問題があるとは思っている。その他，申立書の様式も，もう少し簡略化する工夫ができないものか。わかりやすいのかもしれないが，漢字ばかり並んでいる。

○ネットワークを組んで相談業務を行うときに，実質的な相談を1か所で行うことはできないと思うが，例えば，手続的なことで市役所の相談窓口に行ったときに，職員が，単に，弁護士会や裁判所などの相談の場所を指示するのではなく，その場でパソコンなどから情報を取って，手続的な説明を行うことはできるのではないか。こういう意味でのネットワーク作りから始めてみてはどうか。

○個人的には，費用がかかっても早期に解決したい場合は弁護士に，時間はかかっても費用をかけたくない場合は裁判所に，知識は市の法律相談窓口で，というイメージがある。

○慰謝料の相場など，裁判所は，その立場上，知識はあっても答えるわけにはいかない。一定の知識や情報を得るためには費用がかかるという意識を一般の方が持つことも必要である。何でも役所に電話1本で情報が得られるというの

はどういうものか。

○どこの機関で、何ができて何ができないのかという一覧表があれば良いと思う。特にDVや児童虐待、介護関係などで困っていて緊急を要する者にとっても、相談担当者にとっても有益であるし、相談のたらい回しも防げるのではないか。

【委員長】次に、最高裁が当事者用に作成した家事事件の手続を説明した「家事事件手続案内」と題したビデオを用意してあるので視聴されたい。このビデオは、通常は、3階の家裁の待合室に、勤務時間中、エンドレスの方法で上映しているものである。

(ビデオ上映)

○手続はよくわかる。このようなものは政府の広報などでテレビ放送されれば良いと思う。このビデオは、貸し出しを行っているのか。

【事務局長】希望があれば、家庭裁判所総務課に照会していただきたい。

【委員長】裁判所は基本的に裁判をする所であるが、受付相談の段階で、裁判をするわけにはいかないから、裁判所の受付相談にはおのずから一定の限界がある。他方、裁判所以外の各機関でも法律相談は行っているのので、各機関がそれぞれのどのような相談業務を行っているのかについて、何か一覧性のあるものを作れば良いと思う。

○函館家裁には、家事審判官は何人いるのか。

【委員長】所長を含めて3人である。

○手続の中で手話を使う場合もあるのか。

【首席調査官】家事事件ではほとんどないが、少年事件ではある。手話通訳は協会に依頼している。

(4) 次回テーマの選定と次回期日

【委員長】次回テーマについて、ご意見を伺いたい。

○学校関係では、年1回ほど、家裁と連絡会を行っているが、出席人員に制限

があることから，各学校で抱えている問題について，家裁のスタンスを知りたい，聞きたいということにはなかなかならないこともあって，少年事件の問題も盛り込んだテーマにしていただければと思う。

○調停委員や参与員の人材確保について，他の委員がどのような意見を持っているのか聞いてみたい。

○テーマについては，今，決めるのは難しいのではないか。裁判員制度の問題も，時間との制約もあるとは思いますが，議論してみたい。

【委員長】次回は，地裁委員会との合同委員会を開催することになっており，テーマも地家裁に共通する問題が適切かと思うが，6月に行われる地裁委員会の意見も聴いた上で決定し，連絡する。

次回期日については，仮の期日ということで，11月12日金曜日午後3時からとしたい。場所は，この大会議室とし，終了時刻は，午後5時を予定する。

以上で本日の予定はすべて終了した。

(5) 閉会宣言(家裁総務課長)

以上